

第 9 回

熊本県議会

T P P 対策特別委員会会議記録

平成28年12月12日

開 会 中

場所 全員協議会室

第 9 回 熊本県議会 T P P 対策特別委員会会議記録

平成28年12月12日（月曜日）

午後 1 時00分開議

午後 1 時29分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) T P P 交渉に関する件
T P P の現状について
- (2) T P P 協定に対する意見書の提出について
- (3) 付託調査事件の調査の終了について
- (4) その他

出席委員(13人)

委員	長	前	川	收
副委員	長	藤	川	隆夫
委員		山	本	秀久
委員		西	岡	勝成
委員		城	下	広作
委員		松	田	三郎
委員		池	田	和貴
委員		森		浩二
委員		西		聖一
委員		高	野	洋介
委員		楠	本	千秋
委員		西	山	宗孝
委員		大	平	雄一

欠席委員(1人)

委員		村	上	寅美
----	--	---	---	----

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

部長	島	崎	征	夫
政策審議監	山	本	國	雄
首席審議員兼				
企画課長	吉	田		誠

知事公室

政策調整監	府	高		隆
-------	---	---	--	---

総務部

人事課長	平	井	宏	英
------	---	---	---	---

健康福祉部

健康福祉政策課長	野	尾	晴	一朗
健康危機管理課長	岡	崎	光	治
医療政策課長	松	岡	正	之
国保・高齢者医療課長	高	水	真	守生
薬務衛生課課長補佐	稲	生	一	成

環境生活部

首席審議員兼

環境政策課長	村	井	浩	一
くらしの安全推進課長	猿	渡	信	寛

商工観光労働部

政策審議監兼

商工政策課長	磯	田		淳
産業支援課長	三	輪	孝	之
企業立地課長	岡	村	郷	司
国際課政策監	末	藤	尚	希

農林水産部

部長 濱 田 義 之

生産経営局長 川 口 卓 也

首席審議員兼

農林水産政策課長	白	石	伸	一
農産園芸課長	酒	瀬	川	雅士
畜産課長	中	村	秀	朗
林業振興課長	三	原	義	之
水産振興課長	木	村	武	志

土木部

監理課長 藤 本 正 浩

出納局

管理調達課長 石 川 修

事務局職員出席者

政務調査課主幹	福	島	哲	也
議事課課長補佐	下	崎	浩	一

午後 1 時00分開議

○前川収委員長 定刻になりましたので、た

だいまから第9回TPP対策特別委員会を開催します。

なお、本委員会に1名の傍聴の申し込みがあつておりますので、これを認めることといたします。

それでは、審議に入ります。

まず、執行部からTPPの現状について説明の後に、一括して質疑を受けたいと思います。

では、説明をお願いします。

○吉田企画課長 企画課長の吉田でございます。

TPP協定につきましては、先週金曜日、参議院本会議にて協定締結が承認されました。あわせて、締結に伴う関係法律の整備に関する法律案も可決をされております。

我が国の国内手続は終了する運びとなりましたが、トランプ次期大統領の発言等もあり、発効等については今後も注視が必要な状況でございます。

本日は、TPPをめぐる最近の動きについて御説明をいたします。

まず、資料の1ページをごらんください。

TPP大筋合意以降の国の主な動きとこれからの予定について御説明をさせていただきます。

前回委員会の後の動きに下線を引いております。

中段、11月10日に、TPP協定締結の承認及び関連法案の整備に関する法律案、これが衆議院を通過し、同日、参院に送付されております。

横に吹き出しをつけておりますけれども、これに先立つ11月8日に、アメリカにおいて大統領選が実施され、御案内のとおり、共和党の候補であるドナルド・トランプ氏が勝利をしているという状況でございます。

その下の吹き出し部分でございますが、先月11月15日には、ニュージーランドにおい

て、TPP関連法が可決をしております。署名12カ国中、一番早く国内手続を完了した国となっております。

次に、11月19日に、ペルーのほうで、APEC首脳会議に合わせてTPP首脳会合、こちらが開催をされております。我が国からは安倍総理が出席しております。内容につきましては、後ほど御説明します。

その下の部分、先ほど申し上げましたとおり、今月9日の参議院の本会議にて、協定の承認と関連法案が可決をされておるところでございます。

2ページ目をごらんください。

県議会、県の主な取り組みでございます。

下線部分でございますが、10月4日に、県議会から、TPP協定に対する意見書、こちらが提出をされております。

また、10月27日及び28日に、政府への要望というものを実施しております。

資料をめくっていただきまして、3ページをごらんください。

3ページ目は、9月定例会における本特別委員会で作られました意見書、こちらのほうを掲載しております。記の3部分が、新たな追加の部分というふうな形になっております。

続きまして、4ページ目でございます。

10月に、政府に対して要望を行った事項を抜粋しております。説明は省略をさせていただきます。

次に、資料をめくっていただき、5ページのほうをごらんください。

1ページでも一部御説明いたしました、TPP協定の承認等に係る第192回国会審議の過程でございます。

上の四角で囲んでおります2つの審議案件につきましては、さきの通常国会から閉会中審査という形になっておりましたけれども、今臨時国会の開会日である9月26日に、衆議院の環太平洋パートナーシップ協定に関する

特別委員会、こちらに付託をされました。

そして、10月から11月にかけて審議が行われまして、11月4日には同委員会で採決、11月10日に衆議院の本会議において採決されております。

参議院につきましては、11月11日に特別委員会に付託されまして、委員会は先週9日に採決ということで、同日に本会議でも採決をされているという審議状況でございます。審議回数等につきましては、資料をごらんください。

次の6ページでございます。

環太平洋パートナーシップ協定に伴う関係法律の整備に関する法律案の概要というものを掲載しております。

1、原産地手続、セーフガードに関する手続等の規定の整備から、6、国際約束により相互に農林水産物等の名称を保護することとした外国の当該名称を保護できることとする等の規定の整備まで、11本の法律が挙げられております。

次に、7ページのほうをごらんください。

国会審議における安倍総理の主な発言について掲載をしております。こちらのほうは、会議録等から抜粋をしております。

一番上の四角の印の部分でございますが、協定締結の承認及び関係法案可決の意義について、米国を翻意させるてこにしていきたいこと、自由で公正な経済圏をつくっていくという方向性について世界に示すという意義、この2つについて安倍総理から答弁をされております。

また、2番目の四角印の部分につきましては、TPP関連予算についてでございます。

農業や中小企業の生産性、競争力を高め、海外に輸出できる体質に変えていくことは、TPPが発効されようがされまいが必要なことであるとし、中小企業等の海外展開支援や農林水産物の体質強化対策については、今後とも必要に応じて施策を展開すると、安倍総

理のほうから答弁をされております。

次に、資料の8ページをごらんください。

8ページにつきましては、衆議院の特別委員会において採決された際に決議された附帯決議のほうを掲載しております。

漢数字一では、TPP協定の内容及び効果について、広く国民の理解を得て、その不安を払拭するため、引き続き情報提供を積極的に行うとともに、わかりやすく丁寧な説明に努めることとされております。

漢数字二につきましては、農林水産物の重要品目について、経営安定及び安定供給のための万全の対策をとること、日本の食文化を守るため、食育の推進に努めること、また、攻めの農林水産業への転換に向けて、農林水産物の体質強化と競争環境の整備等の対策を講ずることとあります。

また、漢数字七でございますけれども、TPP協定の早期発効に向けて、引き続き努力すること、また、国益を損なうような協定の再交渉には応じないこととあります。

次に、資料をめくっていただき、9ページでございます。

TPPをめぐる主な国際情勢等とございますけれども、11月17日に、安倍総理とトランプ次期米国大統領との会談が開催されるなどの動きがございました。

一方で、一番下の参考ということで書かせていただいておりますが、トランプ次期アメリカ大統領の動画メッセージの中で、我々の国にとって災難となり得るTPPから離脱する意図についての通知を發出する、そのかわりに、米国本土に雇用と産業を取り戻す、公正な2国間貿易協定の取り決めに交渉するとしております。

最後に、10ページをごらんください。

11月19日に開催されました環太平洋パートナーシップ首脳会合における総理発言等がございます。

新聞報道等によりますと、安倍総理は、会

議において、現状にひるんで国内手続をやめれば、TPPは完全に死んでしまう、保護主義を抑えられなくなるなどと発言されたということでございます。

結果としては、TPPの経済的、戦略的な重要性を確認するとともに、各国が発効に向けた国内手続を進めることで一致したというふうにされております。

なお、11月21日の安倍総理による内外記者会見では、この会合で、米国抜きでTPPの発効を目指すという意見について、そのような議論になりませんでした、TPPは米国抜きでは意味がない、再交渉が不可能であるのと同様、根本的な利益のバランスが崩れてしまいますというふうに発言をしております。

資料の説明は、以上でございます。

国は、TPP協定の締結を承認しましたことで、他の署名国に、国内手続について早期の完了を働きかけていくものというふうに考えられます。

執行部といたしましては、政府の動きを捉え、引き続き県議会の皆様と連携しながら、効果的な対策を講じていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○前川収委員長 以上で執行部からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんでしょうか。

○松田三郎委員 わかる範囲で結構でございますが、今課長御説明いただいた、資料で言いますと、6ページ、7ページあたりの、ここに関係法律の整備に関する法律案、これは案はとれたんでしょうけれども、施行期日が効力を生ずる日となっております。とりわけ、この例えば5番の農産物に関して言うならば、普通に考えると、これに書いてあるよ

うに、施行日が効力を生ずる日ということですから、仮に発効しないならば、この法律とか、この法案、まあ法律でしょう、成立したというの、効力を生じないということになるんだらうと思いますが、その6ページの、例えば、私も何回か聞いておまして、特別委員会での総理大臣並びに農林水産大臣の答弁の中に、TPP——2番目ですね。TPPが発効されようがされまいがというのは、この前のことを受けてのことなんでしょうが、例えば、この法律に限らず、予算措置とかあるいはTPPを念頭に置いて、もっと国内の農業の体力を強化するためにと、まあいろいろなことも考えられているということでは、このTPPが、それを発効されようがされまいがなされる対策と、あるいは発効されないならば、もう今までいろいろ検討してきたけれども、それはやらないよというのが2つあるのかなど。そういった答弁も、農林水産大臣もなさっていたように記憶をいたしておりますが、その辺の整理なり、ニュアンスを含めて。

○白石農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

まず、6ページの法律の関係を先にちょっと申し上げますと、今例示のございました5番の肉用牛及び豚肉についての交付金の交付、これは通常マルキン制度と言っているものでございますが、これについては、今、法律の中では、TPPが発効しないと効力を生じないというふうに整理されておりますが、6番の国際約束により相互に農林水産物等の名称を保護することとした、いわゆる地理的表示の関係なんですけれども、これについては、別段の定めがある場合を除くと下に書いてありますけれども、二月以内に発効するというふうになっておまして、これは、今、熊本イグサとか畳表あたりをこの地理的表示で指定を受けておりますけれども、そういつ

た外国との競争の中で、この6番の法律については、もう先に発効するというふうな整理になっております。

予算につきましては、既にここ2年間、27年、28年で大体6,500～6,600億円、国の予算がついておまして、県レベルでも大体90億円ずつぐらい、約180億円ぐらいの予算を補正予算で対応しております。

これらについては、例えば産地パワーアップ事業とか、畜産クラスター事業とか、いわゆる農業の競争力を強化したり、体質強化するための予算でございますので、引き続き国のほうもしっかりやっていくということで、我々も、体質強化、稼げる農林水産業についてしっかり取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、基本的に、今まで取り組んできた予算については、継続して施行なされるというふうに考えております。

○吉田企画課長 補足させていただきます。

国のほうでは、昨年、総合的なTPP関連政策大綱というものを打ち出されております。

こちらにつきましては、TPPというものを前提にしつつ、TPPがあろうがなかろうが、攻めの農林水産業、そして中小企業の国際展開といったことを見据えて大綱を打ち出されて、本年度、熊本地震関連でも計上していただきましたが、本年度の二次補正予算も、このTPP関連政策大綱に基づいて、特に農林水産業分野で予算措置というものがされているところでございます。

法案につきましては、そういった国内対策につきましては、基本、その予算でできることについては、この政策関連大綱でやられているというふうに考えております。

また、今回出された法案につきましては、主に1から4につきましては、こちらTPPという、主に経済的な貿易の連携協定が結ばれる際に、ルールとして国内法として整備を

しないといけないものですので、当然、TPPの発効時にルールを変更するというものでございます。

先ほど農林水産政策課長から御説明しました5番につきましては、これは、TPPという関税の引き下げということで起こる国内の農業のダメージを最小化するというので、その国内対策の部分を法制化するというふうな制度というふうに理解しております。

また、6番、地理的表示につきましては、こちら、そのTPPという条約締結を機に、特定農林水産物等の名称というものを、しっかりと国際的に保護していくということでやられている法案というふうに理解しております。

以上でございます。

○前川収委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

○城下広作委員 TPPが結果的に厳しい結果になっても、今度は2国間とか——早速、アメリカもそう言っているからですね。その辺の2国間での話の部分でまた用心しなきゃいけない部分がたくさんあるだろうと思います。この辺の想像というのは、大体つくんですか。

○吉田企画課長 国会審議、まだ議事録等起こっていない部分もありますが、当方においては、ずっとトレースをしてまいりましたけれども、安倍総理におかれては、仮にの話も、TPPが仮に御破談になったという話は一切されておられません。あくまで、FTAとかそういう話は、国会でも2国間交渉の話は取り上げられておりますけれども、安倍総理を初め政府側からは、仮にという話も一切出てきてないという状況だと理解しております。

○前川収委員長 ほかにございませんでしょうか。——なければ、これで質疑は終わりたいと思います。

次に、TPP協定に対する意見書の提出について、御審議をいただきたいと思っております。

皆さん方のお手元に、TPP協定に対する意見書(案)を用意させていただきました。

ただいま松田先生からの御指摘もございましたが、今回のTPPの成立を受けてさまざまな動きがあるというふうに思いますが、一番懸念するのは、アメリカが批准しなければ発効しないという前提になっているTPPでありますけれども、今議論がございましたとおり、仮に発効しなくても、TPP対策という部分については、予算だけではなくて、法律を伴う、いわゆる牛、豚のマルキン制度、これについてもしっかりやっていただきたいという趣旨の意見書にしております。

ちょっと長文ですけれども、読み上げさせていただきますので、書記から読み上げをお願いします。

○書記 それでは、読み上げます。

TPP協定に対する意見書(案)

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、本年秋の臨時国会において協定締結が承認されるとともに、関係法律の整備法案が可決された。実際の協定発効については、米国等をはじめとする署名国の動きを注視する必要があるが、日本政府はいち早く国会手続を終え、関係国へTPP発効に向けた働きかけを継続するとされている。また、EUとのEPAやRCEP等、経済連携協定締結に向けた動きも見られているところである。

国によれば、TPP協定により、自由で公正な8億人の巨大経済圏が誕生することで、貿易等が促進され、ひいては国内での投資や生産性向上が進み、我が国の新たな成長が期

待できるとされている。こうした効果を発揮させるため、国は昨年「総合的なTPP関連政策大綱」を決定し、攻めの農林水産業への転換など、その実現に向けた施策を打ち出しているところである。

農林水産省は、本年度の二次補正予算においても、『「TPP関連政策大綱」の着実な実施』として、3,000億円を超える予算を計上しているところであるが、本県議会としては、特に、関税の撤廃や引下げ等による農林水産業への影響を懸念している。

また、輸入食品の安全性は確保されるのか、県民はいまだに不安を抱いている。

本県においては、稲作、畜産、酪農、畑作、施設園芸、果樹など多様な農業が相互に関連しながら共存していることから、農林水産業、農山漁村、さらにはその関連産業に影響を及ぼさないためには、TPPのみならず、その他の経済連携が今後さらに進展する可能性も踏まえ、万全の対策を引き続き講じていく必要がある。

よって、国におかれては、TPP協定において、地方経済社会に与える影響や地方の声を十分に踏まえられた上、特に、下記の事項に責任を持って対応されることを強く要望する。

記

1、TPP協定の内容等について、不安を払拭するための丁寧な説明を行うこと。

2、地方の基幹産業である農林水産業の競争力強化、経営安定化のため、「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく施策については、既存の農林水産予算に支障を来すことなく必要な予算を確保することはもちろんのこと、国会において安倍総理が、協定発効の有無にかかわらず対策は必要と答弁されたことを踏まえ、他の署名国の動向いかににかかわらず、責任を持って万全の対策を実行すること。なお、野菜、果樹などの農林水産物についても、重要5項目(米、麦、牛肉・豚肉、

乳製品等）と同様に万全の対策を講じること。

また、農林水産業の体質強化を念頭に、必要となるインフラの整備を初め、ハード・ソフト一体となった中長期的な対策を講じること。

さらに、豊かな自然環境、良好な景観、文化の伝承等の多面的機能を有する中山間地域等の農山漁村の維持・発展にも十分配慮すること。

3、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」によって法制化され、発効に合わせて施行することとされている畜産物の価格安定制度の強化対策については、協定発効いかにかわらず実施すること。

4、消費者の不安を解消するため、食の安全・安心を確保する万全の対策を講じること。

5、国益を損なうような協定の再交渉には応じないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上で読み上げを終了します。

○前川収委員長 ありがとうございます。

ただいままでの議論の中で、執行部からの説明もございましたが、先週9日の臨時国会において審議されたTPP承認案と関連法案が成立しました。

アメリカでは、トランプ次期大統領が、来年1月の就任初日に、TPPからの離脱を通告する意向があると報道がなされておりますが、我が国日本では、国内手続である国会承認を終えたということになります。

アメリカなどの動向によって、発効は見通せない状況ではありますけれども、総理の発言のように、TPPの意義をしっかりと理解して全力を挙げるということですので、アメリカに対する働きかけもやるということ

でございますし、まあ攻めの農業という言葉も何回も使われてきているわけでありますから、TPPを一つの契機にしながら、仮に発効しなくても、TPP対策、これはさっき言いました法律、マルキン等を含めた法律も含めて、ぜひやっていただきたいという部分の趣旨を踏まえた意見書という形にさせていただきました。

この意見書の内容について、御質疑があれば承りたいと思いますが、よろしゅうございますかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 それでは、お手元の意見書について、議長に提出したいと思いますが、異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 異議なしということでございますので、御承認をいただきましたので、議長のほうに提出をさせていただきたいと思っております。

次に、本委員会に付託された調査事件についてお諮りいたします。

本委員会に付託の調査事件について、国内手続であります国会承認がなされましたので、今回をもちまして調査を終了したいというふうに思っております。

この旨を、熊本県議会会議規則第84条に基づき、議長へ報告することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 それでは、そのように取り計らいをさせていただきます。

次に、その他に入りますが、その他で何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○前川収委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、本委員会が今回で最後の委員会ということになりますので、私のほうから一言御挨拶をさせていただきたいと

思います。

本委員会は、全国唯一のTPP問題に特化した議論をする場として、平成27年5月に設置をされました。前任期においても設置をされておりましたが、新しい議会になりました。1年7カ月という短い期間でありましたが、藤川副委員長とともに、TPP協定が、県内産業、特に熊本県の基幹産業であります農林水産業に与える影響の分析やその対策などについて、県議会としても、執行部とともに真剣に取り組まなければならないという強い思いで務めてまいりました。

各委員の皆さん方におかれましては、同様の思いで、終始熱心に御議論をいただいたことを、心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

先ほど来お話がっておりますとおり、アメリカの動向次第では、TPP協定が発効するかどうかという部分については、大変不透明な状況にはございます。しかし、仮に発効しなくても、国際貿易のルールづくりというのは、これで全てが終わるわけではなくして、恐らくアメリカ側からは2国間交渉の申し入れがあるやに聞いておりますし、そうではなくても、ほかのやっぱり国際化の流れというものについては、さまざまな角度から、さまざまな問題点が生まれてくるだろうというふうに思っております。

今回、国内手続が終了をしたということにはなりますが、今後のことを考えれば、先ほどの意見書の中にも込められているように、やっぱり日本の産業全体をTPPの想定の中で力強く推進していくような基盤づくりというものは、必ず必要だというふうに思っております。

これで最後の委員会になるというふうに思っておりますけれども、この後生まれてくるさまざまな課題については、各常任委員会の中でしっかり議論をしていただくということになるというふうに思っておりますので、ぜ

ひそれぞれの委員会の中でまた議論を尽くしていただければというふうに思っております。

各委員の皆さん方には、本当にありがとうございました。

また、執行部の皆さん方にもお礼を申し上げます。

国の専権事項でございます貿易に関する事項を、地方議会の委員会の中で議論をするということそのものが、非常に無理のあるところでありまして、意義については、先ほど来お話をしておりますとおりであります。やっぱり47都道府県の中で熊本だけしか立ち上がらなかったと、この特別委員会が設置されなかったということの理由は、今言いましたように、国の専権事項で情報が少ないということであったのかなというふうに思っております。

そういった中でも、本県の産業に、とりわけ農林水産業に非常に大きな影響が出るという懸念が発表されて以来、我々と一緒になって執行部の皆さん方も、さまざまな角度から調査をし、いろんな資料を集めていただきましたし、非常に難しい中であっても、ちゃんと特別委員会の議論を維持することができたのは、ひとえに執行部の皆さん方の御協力のおかげだというふうに思っております。

この特別委員会はきょうをもって閉じますけれども、この後も、熊本県議会や県行政においては、仮に国の問題であっても、我々は県民のために行政をやっているわけですから、県民に影響が出るという、そういった部分があるときには、ちゅうちょなくしっかりと議論をしていくという、その姿勢を今後も維持していかなければいけないというふうに思っております。

いよいよ年末になりますが、皆さん方、それぞれ御苦労いただいたわけでありまして、ことしは特に災害があつて大変だったと思います。健やかなる御越年を心から御祈

念を申し上げ、私の最後の御挨拶にかえさせて
いただきたいと思います。ありがとうございます
이었습니다。（拍手）

それでは、これもちまして本日の委員会
を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後1時29分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

TPP対策特別委員会委員長